平成２１年（フ）第３１３号
香川県高松市屋島西町2105番地25アルファパーク屋島四番館402号
債務者　富永　信子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町２丁目44番地
債務者　横井アサ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
北海道小樽市入船５丁目19番３号、前住所北海道余市郡余市町大川町18丁目７番地　Ｔ・Ｍハイツ102
債務者　黒田　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０１号
北海道小樽市石山町14番13号
債務者　鈴木　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０２号
北海道余市郡余市町栄町97番地５、前住所北海道寿都郡黒松内町字黒松内586番地７
債務者　永原志津子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０７号
北海道小樽市石山町14番13号
債務者　鈴木　武志
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第６４９号
宮城県宮城郡松島町高城字水溜下５番地の１町営住宅高城団地第232号
債務者　酒井　明美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３３号
仙台市泉区市名坂字石止40番地　エステートＫ101
債務者　阿部　和江
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３８号
仙台市太白区郡山８丁目22番１―1208号
債務者　清野　洋江
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
福島市南矢野目字中屋敷59番地の12　レオパレス21中屋敷Ａ―204
債務者　齋藤　悠葵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２９３号
福島市南沢又字上河原30番地　市住１―36、前住所福島市渡利字丸滝46番地の１
債務者　柴山　美鈴
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９号
茨城県日立市会瀬町２丁目１番１号
債務者　森　　七郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４１号
茨城県北茨城市磯原町豊田1030番地の６
債務者　福田　聖一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４４号
茨城県日立市東滑川町３丁目22番２号
債務者　関根　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４９号
茨城県日立市川尻町５丁目43番１―201号
債務者　阿部　智行
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１５０号
茨城県日立市川尻町５丁目43番１―201号
債務者　阿部　ナオ
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１５１号
茨城県日立市南高野町３丁目15番７号
債務者　矢内　良宏
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部